

法と植民地主義

ベトナムにおけるフランス近代法導入をめぐる一考察

高田 洋子*

Law and Colonialism

—The Cohabitation of European and Customary Law in
Vietnam Under French Domination—

Yoko TAKADA

In the early nineteenth century the Vietnamese nation (the Annam Empire), which originated in the Red River delta, successfully invaded the southern part of Vietnam, holding the same area of present Vietnam as its territory. From the mid-nineteenth century to the first half of the twentieth century, when European countries established their rule in Southeast Asia, Vietnam was under French domination. The former Nguyen dynasty was divided into three parts—Tonkin, Annam, and Cochinchina—that were governed under different political systems. The Vietnamese people were forced into a war of independence just after World War II and then the Vietnam War in order to recover national unity in 1976.

The French colonial rule can be considered a turning point for Vietnam from a premodern society in the nineteenth cen-

*たかだ・ようこ：敬愛大学国際学部教授 途上国研究・ベトナム近代史
Professor of Developing Country Studies, Faculty of International Studies, Keio University; modern history of Vietnam.

tury to a modern society in the twentieth century. It presents some important issues in the study of Vietnamese history. This paper discusses the problem of the legal articulation during the colonial period from an historical viewpoint. The first part of the article deals with the Vietnamese (ethnic Kinh) laws in the precolonial period, when Vietnam was a part of the East Asian cultural zone with Chinese predominance. The latter part analyzes the process of legal transformation under French rule and the characteristics of the new system.

Nowadays Vietnam is regarded as a part of Southeast Asia in politics, economy, and scientific discussions. In the traditional thinking of the Vietnamese people, however, Confucian social norms are often found. They had codes of law written in Chinese characters, which was seldom seen in other Southeast Asian countries, having been influenced by the Chinese rule that lasted for over 1,000 years.

Japanese scholars of Chinese history of law initiated the study of the Annam laws before World War II. They considered Vietnamese (Annam) history and the Annam laws to be a part of the world of East Asian culture. They compared the fifteenth century Annam laws, such as the Code of Le (黎朝刑律), as the first legal code in Vietnam, and the nineteenth century Code of Gia Long (嘉隆法典) with Chinese laws. Although they found similarities between the two legal systems, they did not miss the differences. The Annam laws were unlike the Chinese laws in collective ownership of husband and wife, indemnity, and allotment of communal land. Japanese scholars were pioneers in this field of study.

In colonial Vietnam, modern European law was only partially introduced. In the frontier of the Mekong delta, new laws of land ownership promoted greed and reckless economic activity. On the other hand, the colonialists intentionally preserved the indigenous laws and practices for their use in keeping order. They considered the traditional family and community to be the basis of colonial society. It was thought that if French law were introduced, the individualism embedded in it would endanger traditional Vietnamese society and hence French domination.

Therefore, Vietnamese society was an uneven mixture of modernity and tradition. The feudal values and character of

kinship, marriage, and village organization were maintained and preserved.

序

法と植民地主義の関係は密接である。近代の植民地国家は統治下の社会に近代法を導入したが、法と法の実効の間には、エアポケットのような闇があった。発令された夥しい法は、植民地に見せかけの「近代」を装わせて、「文明化の使命」を標榜する。しかし、異民族統治の実態に照らせば、大概の場合、近代法は植民地主義の方法論としての二律背反性を合わせ持っていたようにみえる。フランス領ベトナムにおける「法」のあり方を通してその問題に接近すること、それがささやかな本稿の目的である。

紅河デルタを搖籃の地とするベト族は、千年に及んだ中国の支配を10世紀に脱した後、南への膨張（南進）を開始した。ベト族がインドシナ半島南端のメコンデルタに達し、現代のベトナムとほぼ同じ版図を獲得したのは19世紀初頭のことである。1802年にグエン朝の初代皇帝ザロン（嘉隆帝）は、古い歴史を持つ北部と新しい開拓地であった南部の国家統一をめざし、都を昇龍（現在のハノイ）から中部のフエに移した。ところが、東南アジアにおけるヨーロッパの諸勢力が拡大すると、グエン朝国家は、統一事業半ばにして、強大なフランスによる干渉を被った。

19世紀半ばから20世紀前半まで、フランスはグエン朝の版図をトンキン（北部）・アンナン（中部）・コーチシナ（南部）の3つに分断し、それぞれに異なる仕組みの政治機構を置いた。フランスの初期インドシナ占領は中国への進出の足がかりを求めてのことであり、またイギリスとの対抗上、ヨーロッパの大國としての威信を極東アジアの一角に示す目的もあった。その上に重要なのは、フランス帝国へのインドシナの統合が、遅れた社会に対する文明国フランスの使命と考えられていた点である。とはいえ、1870年代の不況期を経ると、フランスは植民地に対してフランス本国のための商品輸出・投資市場、そして原料・食糧調達元としての経済的役割を求

める傾向を強めたのである。

では、3つに分断されたベトナム社会に、大革命の理念を体現したフランス近代法はどのように導入されたのであろうか？ またその影響はどのようなものだったのだろうか？ これらの問題を正面から論じるには、十分な準備と能力が必要だが、筆者はその両方を欠いている。本稿では、いくつかの点に的を絞ってこれらの問題に接近し、そこから法と植民地主義の関係を筆者なりに論じることにしたい。

本論は、IとIIの2つの部分から構成される。

まずIでは、植民地となる以前のベト族社会の法制度を、東アジア中国文化圏の一部としての側面から考察する。1995年から東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟したベトナムを、最近はもっぱら「東南アジア」という地域概念の枠内で、その政治、経済、歴史、文化について議論する傾向が強い。しかし、ベトナム人のものの考え方には、東アジアに共通する儒教主義の社会規範が色濃くみられる。中国支配の影響は、ベトナムの独立諸王朝が中国に類似した統治諸制度をとりいれ、他の東南アジア諸地域にはみることのない成文化された漢籍法典を古くに編纂していたことにも端的に現れている。15世紀の「黎朝刑律」⁽¹⁾、19世紀の「嘉隆法典」がその代表例である。

この問題に関して、戦前の日本においては、中国法制史研究者たちによる「安南法」研究の蓄積があった。彼らは、安南国(Annam)⁽²⁾の歴史および法制度を、中国の周辺に存在した東洋世界の一部として解釈し、位置づけた。彼らは、黎朝刑律、嘉隆法典をローマ法や中国法と比較し、その類似点を指摘すると同時に、差違にも注目して、ベトナム社会への洞察を深めていたのである。ここでは日本におけるこれらの優れた先行研究の成果を紹介したい⁽³⁾。

続いてIIでは、フランス植民地権力の下での「新しい」法秩序の形成およびその性格を論じる。結論を先取りすれば、ベトナムにおける前近代社会から近代社会への法制度上の変化は、前近代法の温存と近代法の接合によった。ヨーロッパ近代法と慣習法の折衷は、植民地社会における法の実

態を示す一つの典型例ではないだろうか。

導入された近代法制度のうち、筆者は、(a) 植民地開発の基盤となった土地法、(b) 植民地地方行政の中心に置かれた村落統治法、(c) 土着社会の持つ慣習法の立法化、という3つの面に焦点をあてる。以下に、あらかじめこれらの問題に簡潔な説明を加えることしたい。

(a) 植民地期ベトナムにおける経済開発のなかで、資本制生産が最も成功したのは、直轄地であったコーチシナのコメとゴムの生産ならびに輸出であった。このいずれの開発にとっても、植民地政府の土地政策が重要な役割を果たした。

伝統的ベトナム社会において、土地はすべて主権者に帰すると考えられていた。フランスは「村」に委ねられた旧来の土地管理を改変し、私有地の土地登記令を繰り返し布告した。そして未登記の無主地は国有地に編入して、申請者に積極的に分配した（払い下げ法）。このようなシステムは土地開発を促進し、輸出米の生産力を急増させる原動力となった。しかしその反面、実際に土地を開墾した耕作者と、近代法に基づく所有権者となる不在地主の対立は、やがて1930年代に社会不安を醸成して、植民地体制の崩壊を招く重要な要因となった。

(b) 一方、実際に土地登記を委ねられ、徴税を担ったのは「自治村」である。植民地住民の大半は、農村に住んだ。植民地権力は農村統治を効率よく進める方策として、ベトナム旧来の村落制度を利用した。ベト族の村落では、国家の丁簿（成年男子の名簿、人頭税徵収の根拠）に記載させた登録民（inscrit）のなかから郷職（名士会〔notables〕）が選ばれ、村政や紛争処理の寡頭支配を行っていた。

植民地政府は1904年に、コーチシナの村落支配層の序列と自治の役割分担を細かく定めた。伝統村落を、近代的行政法の下で、地方統治のための最末端行政機構に再編したのである。さらに1921年に、自治体予算等の管理のための諸規定を通して中央権力の監督権を広げた。

(c) 現地社会の一般的な国内取引、婚姻、相続に関わる係争は、土着の慣習法に基づいて処理された。植民地政府は、本国近代法のインドシナ

への全面的導入は求めずに、慣習法を維持する原則に傾いた。トンキンでは、安南法令諮詢委員会の指揮下でそれらが周到に調査され、フランス民法の条項に模した形式の下に整えられて、法典化された。

また植民地当局は、インドシナ住民を複雑に分類して法的地位を定めた。その結果、植民地には2つの法体系、すなわちフランス法と土着法の併存状況がみられた。慣習法の立法化の根底には、植民地における伝統社会の維持をめざし、ヨーロッパ近代社会の個人主義が植民地体制の安寧を脅かすことを恐れた権力者の意図が伺えるのである。

I　日本における前近代ベトナム社会の 法をめぐる論議

（1）夫婦家産制および財産相続法

前近代ベトナムにおける最古の法典は、15世紀黎朝を興した聖宗の在位、すなわち洪徳年間（1470－1497年）に制定された洪徳黎律ないし国朝刑律である。洪徳黎律は、18世紀の後半に策定された諸律にも、その原律として現れることから、3世紀に亘り守られた法典と言われる。この法典の起源は、洪徳年間をもっと古くにさかのぼると主張する学者もいる。黎律の法では、ベトナムの家産の所有者は父母であり、唐律にあるような父子ではない。夫婦の共産制を取っていること、子には家産に持ち分がない点も中国法と大きく異なる⁽⁴⁾。家産制における「個人専有産的」性格、妻の財産上の地位が高いことも、研究者の一致した見解であった⁽⁵⁾。

またベトナムでは財産相続が遺言状によってなされた。しかも、一般には生前贈与が行われた。遺言状は法定に則って作成され、代書者を証人とした。当人が識字者であれば、自ら書いた。遺言よりも法定相続制が一般的であった中国法とは違って、法定相続が補足的でしかない点は、ベトナム法の特徴である。相続が遺言を重視して行われる点は、日本法とも類似している。

さらに、遺言能力が、ベトナム法では男に限らず婦女にも認められていたことは注目される。香火（祖先の祭祀のための割り増し相続）の配分の後、ベトナムでは遺産の残りを性と年齢を問わずに均等に分配した。このことは、南宋時代をのぞいた中国法とは大変に異なる。他方、ローマ法にみられる均分主義とは類似している。法典条文の解説のみにとどまらず、日本人歴史学者が戦前のベトナムから持ち帰った実際の財産相続文書等も分析の対象とされ、上記の諸点が実証された。

遺言状がない場合の遺産相続については、死者の特有財産か、夫婦生活の後に得られた財産かを区別して規定が加えられた。死者の父母が生存していれば、特有財産は父母に戻され、ない場合には半分が配偶者へ、もう半分は死者の父系血族に与えられるとされた。また妻が再婚すれば、その権利は失われる。

夫婦が婚姻中に作った財産は、半分は死者の配偶者へ、もう半分は死者の墓か、死者の父母もしくは父系の血族に配分された。家産分割規定は、ベトナム法では中国法より詳しく記されたという⁽⁶⁾。

家族内の秩序においては、家父長の支配が尊重された。父母、家父長への子や妻による危害に対しては、厳罰が与えられた。しかし、立場が逆の場合には、加害者が罰せられない場合も認められた。家族主義の原則は一貫しており、祖父母や父母を大切に扱い、尊重することが、子供の重要な義務とされた。これに違反する行為は、すべて法によって懲罰を加えられた⁽⁷⁾。

ところで、19世紀初頭にグエン朝体制の下で編纂された皇越律令（嘉隆法典）（1812年）および大南会典事例（1843年、1851年）の財産相続法に関する内容には、前述の洪徳法典との矛盾点が多くみられるという。つまり、先に中国法との差違に特徴を示したベトナム法の夫婦共産を建前とする規定、生前処分の諸規定などが、嘉隆法典では曖昧な性格になっているというのである。遺言を前提としない家産分割規定が記されたり、諸法に一貫性を欠いたものが多い。このために専門家は、グエン朝時代の法典は、中国清代における法典の引き写しであると断じ、そこには洪徳律令にみられ

たベトナム固有法の独自性が消えたとしている。それらを法史研究の対象とすべきでないとする意見すら、出されたのである⁽⁸⁾。

（2） 刑法および保証制

15世紀ベトナムの刑法は、唐律や明律などの中国法の影響が色濃い。しかし黎律には、中国法と比べて、法定主義から離れる傾向があった。つまり法規に従わない臨時の処分規定や類推解釈などを許すことが多かった。しかしその一方で、唐律にも明律にもない規定、たとえば重刑にさらに重ねて賠償金の規定（人命金制度）があったり、姦夫・姦婦・奴隸に対する主人の私的制裁の認可、皇族やその親族の刑罰の減免などの規定があった⁽⁹⁾。

閥を越えて外国に行くこと、外国人と通婚すること、外国人に土地、奴隸、象・馬、武器、兵器などの材料を売ることも禁じられていた。刑法は具体的で、個別的な記述が多かった。同じ殺人罪でも、目的、方法、被害の量、被害者や加害者の身分による制裁の違いは細かく分かれていた。

債務保証制度の研究からは、ベトナムでは中国の古い法律に類似した留住保証制がとられていたことが、明らかにされた。例えば、ベトナムの保証人は、債務者が逃亡した場合にのみ債務に応じれば良かった。しかしのちの時代に作られた中国法では、債務者の債務不履行もしくは債務の支払い不能の場合は、直ちに債務者と共に同一の債務を負う義務があり、保証の負担はベトナムのそれよりは重かった。私的差押制度についても、ベトナムの黎律が中国の古い法律の形を残しているという指摘も、いくつかみられる。

（3） 前近代法の評価

このように、日本の中国法制度史研究者は、戦前において、洪徳黎律を中国法、日本法、時にはヨーロッパ古代法との比較において分析した。しかもこのベトナム法の独自の面を、中国における法制度の歴史的変遷を踏まえて、考察することができた⁽¹⁰⁾。中国法にみられる時代による変化を熟知したからこそ、黎律が、明や清の時代の法よりも、唐や南宋の法律と

よく似ている点を指摘してベトナム法の特徴を理解したのである。また清代の法典の引き写しが多いとした19世紀の嘉隆法典に対する彼らの評価には、厳しいものがあった。

一方、植民地期のフランス人法学者たちもまた、現地社会の法体系を理解した上でそれらを政策に反映させるために、旧来のベトナムの法典を詳しく研究していた。そして次のような結論に達していた。西山党の乱が収束し、南北対立の続いたベトナムを統一したグエン朝は、社会の規律を整え、法の精神を樹立することを試みた。しかし制定された法典は、清朝法典の模写にすぎない、と。彼らは、嘉隆法典の訳および注釈を試み、内容の検討を深めるにつれて、その法体系の不統一、命令・律令・裁判の解釈などにみられる矛盾や混乱に気が付いた。その結果、彼らの嘉隆法典に対する評価も、日本人学者と同様に低かったのである。そして、嘉隆法典の根本精神はそもそも「刑罰は統治を助ける手段」というものであって、近代法の精神とは異なると認識したのである⁽¹¹⁾。

フランス植民地の法学者が嘉隆法典をこのように評価していたことは、その後のフランスのベトナム支配に重大な影響を与えたと考えられる。嘉隆法典は、現地社会がヨーロッパ近代法の導入には適さない遅れた東洋社会であるという見方の判断根拠とされたからだ。植民地権力は、ベトナム社会をフランス本国とは異なる規範と社会組織に基づく「固有社会」として、次章にみるように近代的フランス法の導入は限定的なものにとどめたのである。

II フランス植民地期における近代法の限定的導入

(1) コーチシナの土地法

土地法の制定は、植民地政府の重要な課題であった。フランス植民地の政策策定者たちは、現地人と移民者の利害が土地問題を巡って相対立する危険性があること、現地人の土地所有に関する概念はヨーロッパの近代的

土地所有権のそれとは異なること、さらに農村における土地共有権の尊重などに注意を払うべきであることを認識していた⁽¹²⁾。

村落共同体が歴史的に形成されてきたトンキン、アンナン地方は、土地は狭隘かつ人口稠密地帯であり、自給的農業生産が営まれた。土地は基本的にすべて主権者のものであり、農民は使用権（農地は私田＝私有地と公田・公土＝国家の土地の範疇があったが、後者は実質的には村有田などと同義）を付与される見返りとして、主権者に税を納めた。村落は貧農に生活保障を提供する共有地を多く確保して、割替制度を維持した⁽¹³⁾。

これに対して、南部のコーチシナは18世紀以降にベト族の入植が始まるフロンティアであった。入植や開拓は、基本的に個々の農民の比較的自由な意志で進められ、屯田制による集団開拓も19世紀にみられたものの、共同体規制は少ない社会であったといわれる。華僑も存在し、植民地化される以前から余剰米の移出が行われていた⁽¹⁴⁾。

1890年代以降にはいり、フランスは人跡未踏の地を残すコーチシナ西部の低湿地に、大運河を掘削した。運河沿いには広大な可耕地が生まれ、人々の新しい入植先となった。そこは輸出米を生産するための植民地開発の絶好の場となった。近代的な土地制度が積極的に導入されたのは、このコーチシナ西部である⁽¹⁵⁾。

A. 土地台帳の作成過程

植民地化は、フランス海軍による土地の占領と接收から始まった⁽¹⁶⁾。フランス植民地権力は、第一サイゴン条約（1862年）によってコーチシナ東部3省をグエン朝から割譲させると、反仏的な行為者の土地はすべて没収するという命令を出した（1863年）。しかし一方では、「平和的に」植民地体制を樹立するために、村落の一般住民に対して、彼らの耕作する田土の権利はフランス法に基づいて保護されると強調した⁽¹⁷⁾。所有地をフランス語と中国語で土地台帳に登記することを命じ、従来ベトナム法で禁じられた押収や、公的目的のために補償金の支払いなくして土地を徴収することはない、と繰り返し伝えた⁽¹⁸⁾。

フランス側は、土地所有の状況をどのように把握しようとしたか？ 彼

らが注目したのは、植民地化以前の旧グエン朝支配下で用いられていた「地簿（Dia Ba）」⁽¹⁹⁾である。1836年に明命（ミンマン）（在位1820－40年）帝の統治下で改訂整備された地簿は、全国の租税徵収の基礎であった。植民地政府は占領過程で散逸した地簿の再興を試みたのである⁽²⁰⁾。

グエン朝の地簿は、しかし「およそ……近代的な不動産登記簿を意味するものではない。それは地租の台帳に過ぎず、従って、村毎の税が一定に確保されれば、村落内部にどのような所有権の移転があろうとも、国家の関知するところではなかった」⁽²¹⁾。では植民地政府は、地簿をどのように「近代化」したのだろうか？

占領初期、コーチシナは、前述の通りフランス海軍の統治下に置かれていた。当局は統治政策を進めるにあたり、支配地にフランス人監察官を派遣し、さまざまな現地情報を収集した。それらを基に、現地社会の土地、村落、法、および歴史文化に関する研究が進められた⁽²²⁾。村落に対しては、土地所有を旧来の地簿を基礎として把握し、これを基に土地台帳の記載と修復・訂正を義務づけた。こうして新しい地簿＝明細目録帳（un cahier de description）を作成させたのである。たとえば1871年5月20日付法令、1875年4月7日付法令には、各村落が、「地簿」にその村の土地区画図を付け、各区画の所有者名、およその面積、耕作の分類（作物、作期など）を明記すること、また村落の共有地、未開墾地、無主地、耕作の放棄された土地などを記載するよう命じている。村落は、省長の監督と省の現地人視察官の検証の下で、地簿の記載を行い、その後次第に増加するヨーロッパ人の所有地についても、それが位置する村落の目録帳に載せるとした⁽²³⁾。

1880年代に入りフランス本国に植民省が設置されると、コーチシナにおいても軍制は文民統治に転換された。土地の登記令はこの1880年代にも繰り返し発令された。登記の実効は、当局による水田面積の把握とも直接に結びついた。地税收入のさらなる増大を目指す植民地政府は、地簿の記載に対する管理を一層強化していく。そのあらわれとして、登記の記載を行った村の郷職たち〔名士会の役職者、（3）で後述〕の不正、共有地（公田）

の私的流用についての罰則規定を次々に設けたのである⁽²⁴⁾。

とりわけ土地登記の変更事項には、厳しい規定が加えられた。土地の等級（税率）に変更が生じた場合は、省の参事官（conseiller）、省長およびその村の行政府の任命した3名の郷職から構成される委員会が設置されて、その処理にあたらなければならぬ（1891年3月6日法令）。郷職は登記の形式を遵守すること、台帳記載の勝手な改ざんを禁じた（1885年11月27日付法令）。土地相続、土地売却、土地放棄によって土地所有に変更がある時は、詳細な解説の記載を必要とするなど、厳密性も求められた⁽²⁵⁾。

1887年の土地登記に関する法令は、未登記のまま土地を占有する者に対して、地簿への登録を開墾後の定められた期間内にすませること、そしてこれに対する異議申し立てが行政もしくは裁判所に提出されない場合には、所有権が確定付与されるとしている。これによって正式の権利書や、地税の義務を負う土地の証書が交付される。1ピアストル払えば、地簿の抄本も得ることができる。こうして、その土地権はフランス法の適用を受けるとされた。この登記令と同内容の法令は、1908年3月にも出された。19世紀の末から20世紀初頭にかけて、土地登記をすませて地税を速やかに払えば、正規の私的土地位所有権が付与されることが、法を以て明示されたのである⁽²⁶⁾。

この当時に公布された諸法の実施実態を全面的に検証するのは、不可能に近いだろう。しかし、公文書館に保管された当時の台帳をその記載形式などを丁寧に分析することを通して、この問題にアプローチした研究がある。これらによって、植民地権力は1860年代および1870年代には未だ土地把握を十分徹底させるに至らなかったものの、1880年代以降においては、従来の土地税帳が所有権の確立のための土地登記台帳に実質的に代替された事実が明らかにされている⁽²⁷⁾。

B. 国有地払い下げ制度

国有地払い下げ制度は、未登記の未耕地を、また後にはこれに加えて運河の建設によって創出された可耕地を、国有地として譲渡の対象とし、手続きを経て申請者に開発権を許可するシステムである。一定の期間内に開

墾を終えれば、譲渡確定の決定がなされ、ただちに地税の支払い義務が生じる。国有地払い下げ制度は、土地登記制度と並んで、植民地土地政策の基本的な柱となるものであった⁽²⁸⁾。

最も早い時期の国有地払い下げは、サイゴン市の区画を対象とした1865年の公開競売令である。払い下げ制度は、(a) 有償でのみ行われる都市部の払い下げと、(b) 農村部において、有償・無償で行われるものに2分類された。経済開発に大きく貢献したのは後者である。さらにこれには、その区画面積の規模に応じて、認可する主体が総督もしくは地方行政長官によるものの2ケースがある。

払い下げ制度は、1880年代に基本的な変更がなされた。それ以前の払い下げはすべて有償であったが、有償制度は実際上はほとんど機能しなかった。そこで500ha未満の面積の国有地払い下げを無償とし、10ha以下の小規模のものは、地方の各省長に認可の権限を与えた。これによって払い下げを希望する人々が増大し、土地分配が一定のルールの下で進められたのである。

19世紀末までに、コーチシナではこの制度下で少なくともフランス人（フランス国籍を得たアジア人を含む）に6万ha、現地人に25万haが無償で譲渡された⁽²⁹⁾。これには、フランス人が現地人より有利な措置を享受しながら合法的に土地を取得することができるという「特権」付きであった。さらに、メコンデルタ西部⁽³⁰⁾に近代的掘削機による運河が開削され始めた1899年から1907年の間には、フランス人に16万ha、現地人に13万haの未耕地が分配された。商業的稻作の発展を期待して、フランス人による仮領期最大規模の投機的土地申請がこの時期に集中したのである⁽³¹⁾。

払い下げ地は20世紀初頭には300haまでを無償とするようになった。大規模な区画で払い下げが進められたことから、コーチシナ西部には一挙に大土地所有制度が発達した。家族労働を基礎とする当時の最大経済規模が浮稻地帯で10ha、移植稻地帯で6—7haとされた⁽³²⁾ことを考慮すると、払い下げの規模がいかに大規模であったかがわかる。

都市部に住んだ大土地所有者は、現地に管理人を派遣して、生産活動を

任せた。管理人は入植者たちを小区域にわけた小作地に振り向け、新田づくりを推進した。開発当初は、運営資金と労働力不足が問題となつたが、1920年代の米価の上昇やフランス民間資本の流入によって、地主が開発資金を容易に得ることができるようになると、コーチシナ西部には広大な水田地帯が一挙に出現したのである。

しかし1930年以降、世界不況の影響が植民地コーチシナに深刻な影響を与えた。米価の暴落によって海外市場を閉ざされた輸出米生産現場では、地税の不払いと債務の焦げ付きを回避できなかつた地主の没落、一方で政府の優遇措置を受けた大地主階級の温存、これに反発するコミュニストによる革命運動の飛び火に対する警戒感などから、深刻な社会不安が噴出し始めた。第2次世界大戦の終了後に植民地解放戦争が開始されるや、不在大地主の水田地帯はすぐにも解放区に変わつた。前稿⁽³³⁾で論じたように、フランスからの独立を求めたインドシナ戦争（1946–54年）は、メコンデルタの現場においては、耕す者が法的主権者から土地を「奪い取る」ための体制打倒の闘争だったのである。

（2）村落統治令

直轄地コーチシナの統治（1862–1954年）は、当初約20年間はフランス海軍省の管轄下に置かれたことは前述の通りである。軍政末期、コーチシナは4つの監察区（arrondissement）に分けられ、各区に現役のフランス海軍士官が政務監察官として任命された。その監督下にベトナム人が登用されて、徵税、行政、民兵の徵収業務などを行つた。

1877年の公的記録によれば、コーチシナの村落数は2435、人口は約152万であった⁽³⁴⁾。4つの監察区は19の省（province）に区分けされ（のちに20省となる）、フランス人の省長が配置された。省の下に数個の郡（canton）、各郡には数村（village）が束ねられた。郡長（正総〔cai tong〕）は郡内の村の代表者から推挙され、下級官吏として当局の俸給を受けた。

1880年以降に文民統治が始まると、植民地政府は村の人頭税対象者を旧来の丁簿の「登録民」から村内の全青年男子に押し広げた。また、村の自

治は、従来、登録民から選ばれた先の名士会（大郷職〔huong truc lon〕）と小郷職〔huong truc nho〕から構成）が担ったが、1882年以降植民地政府は、下級の小郷職である社長〔xa truong〕〔村長〕を、村とフランス行政機構の仲介役として地方統治に任用した。

しかしこのことは、実際上の村の支配者であった大郷職の権威を失墜させると同時に、自治への非協力を招いた。植民地政府による村の長老支配に対する前述の不信感が、その背景にあったとされる⁽³⁵⁾。こうした近代主義的政策は、村落内の慣行的自治機能の低下、並びに村落秩序の攪乱を招いた。19世紀末には、社長が任務を果たせなくなるケースや、逃亡する者すら出始める。コーチシナではやがて20世紀初頭に、村落解体の危機が懸念されるようになったのである⁽³⁶⁾。

そこで植民地政府は、1903年に、失墜した郷職の特権をある程度の範囲で復活させるための調査委員会を発足させ、コーチシナ東部の比較的古い村落で郷職の序列や慣行の実態を調査させた。これを基に翌年、村落支配層の序列を定め、自治の役割分担を細かく成文化した村落統治令を布告した。村落を再編して、地方統治のための最末端行政機構に組み込んだのである。トンキンでは1927年に、アンナンでも同年に、ほぼ同様の地方統治令が公布された⁽³⁷⁾。

（3）慣習法の立法化

A. インドシナ住民の法的地位

フランス革命の理念に基づくフランス近代法は、植民地の有色人種に対しても、等しくフランス市民としての法的地位を与えて適用された歴史がある（1833年4月24日付法）⁽³⁸⁾。しかしこの「同化主義（assimilation）」の原則は、フランス植民地の拡大と共に衰退し、自治（autonomie）主義、協働（collaboration）政策、協同（association）政策の名の下に、現地社会の固有法や慣習を「尊重」する原則（Principe du maintien des institutions juridiques indigènes）に転換された⁽³⁹⁾。法は伝統、歴史文化、宗教などによって形作られた社会生活の実態に添うべきである。それならば、本国の法を一方的

に植民地に押しつけるべきではない。このような考え方は、植民地ベトナムにおいても採用された。

それは、インドシナに在住する人々の法的地位にも密接にあらわれた。インドシナの住民は、法律上は、(a) フランス国民と、(b) 非フランス国民に大きく分けられた。そして前者 (a) は公民権を持つ市民 (*citoyen*) [公民] と隸民 (*sujet*) [籍民] に、また、後者 (b) は外国人と被保護民 *protégé* (トンキン・アンナン) に分類されて、別々の規定でとり扱われた⁽⁴⁰⁾。

つまり、公民権を持つ市民はヨーロッパ人に限られた。直轄植民地コートジナおよび直轄都市 (ハノイ、ハイフォン、ツーラーヌ) に住む現地人 (*sujets*) は「フランス国民」ではあるが、フランス法ではなく、土着の法および現地人司法制度を適用された。なぜなら彼らは近代法が前提とする「市民」ではない。ヨーロッパとは異なる規範、組織および制度をもつ土着社会の現地人は、固有社会の身分法に基づく法的地位しか与えられなかつた⁽⁴¹⁾。

そのかわり、とりわけ家族制度を基盤とする婚姻、財産、相続などに関する民事部門は、現地固有の土着法や慣習法が維持されて、その立法化が目指された。社会活動の最も根底にある家族の習慣 (祖先崇拜、家系継続、儒教道徳など) を尊重することは、結局は植民地体制の安定につながる。「家族と共同体はインドシナに於ける基本的制度として存続すべきものである。もしこれを法律によって改編し、そこに偏頗的な個人主義を導入せんとすれば、仏国の統治は一大混乱に直面する」⁽⁴²⁾と、植民地統治者は考えたのである。

その反面、民事以外の分野で固有法を適用することによって問題解決に欠陥があると見なされた場合には、すみやかにフランス法が拡大適用された。たとえば、コートジナでは旧グエン朝時代の刑法は19世紀末までにフランス刑法に替えられた。

植民地ベトナムにはこのように2つの法体系が併存した。植民地在住のヨーロッパ人にはフランス法が、現地人には固有法が原則的に適用された。

しばしば両者が係争の当事者となる場合、すなわち 2 つの体系の狭間で法の植民地的抵触 (conflit colonial) 問題が発生すると、フランス法が優先された⁽⁴³⁾。

B. 固有法の法典化

植民地政府の私法政策は、このように土着制度の維持を原則とした。I で述べてきたように、ベトナムの古法には黎律 (Code des Le) や嘉隆法典 (Code de Gialong)、明命・紹治・嗣徳の諸帝の発布した勅令などがあるが、それらは公法的規定が多く、民事に関するものは少なかった。個人の社会生活を規制するのは慣習であって、それらは成文化されていなかった。フランス植民地政府は現地人に適用する法制度の整備に迫られ、固有法の編成に向かった。

固有法の法典は、コーチシナでは1883年に「安南法綱要」(Précis de la legislation annamites) が、1931年に「トンキン民法 (1455ヶ条)」、1936年から39年に「安南民法 (1709ヶ条)」が編纂された。

1883年編纂のコーチシナのそれは対象が人事法にのみ限定され、文民統治が始まった初期の頃の应急的で不完全な法典であった。フランス民法の一部をそのまま援用したり、規定にないものはグエン朝時代の先の法典に準拠しなければならなかった。これに対して、トンキン民法と安南民法 (皇越法戸 [Hoang Viet Ho Luat]) は民法の全域を網羅し、固有法の伝統を十分に組み入れた法典であった⁽⁴⁴⁾。トンキン民法は、ベトナム民主共和国の独立後1959年までも、その効力を持った⁽⁴⁵⁾。

トンキン民法は、15年の歳月をかけて編纂された。1917年に総督令を以て民法典編纂委員会が設置され、はじめに人事篇と財産篇を内容とするトンキン民法第 1 篇が完成した⁽⁴⁶⁾。1921年にはこれを試験的にハドン (Ha Dong) 地区で施行した。次いで1927年に安南法諮詢委員会 (Comité consultatif de jurisprudence annamite) がハノイに発足し、大規模な慣習調査が 3 年間続けられた。そして1930年 8 月に再び設置された民法典編纂委員会がその調査資料を十分に分析研究した上で、ついにトンキンの現地人裁判所で用いるべき民法典 (Code civil a l'usage des juridictions indigènes du Tonkin)

の編纂は完了した。同民法は、1931年3月30日付トンキン理事長官令を以て公布された⁽⁴⁷⁾。

トンキン民法の構成はフランス民法をモデルとし、フランス語とベトナム語で書かれた。解釈について争いが生じた場合は、フランス語版によるとされた。そこには、すでにIで述べた前近代の時代から引き継がれた特徴的な慣習法、つまり、一夫多妻制、家産の夫婦共産制、相続に於ける遺言の原則、法定相続の場合の均分主義、祖先崇拜のための香火の維持などが成文化されているのをみることができる。

結論

植民地時代のベトナムの古法を研究したフランス法学者たちは、19世紀にグエン朝政府によって編纂された嘉隆法典を評して、前近代ベトナムの法は、君主および官吏の地位保全と民衆管理のために存在していること、孝行や祖先の祭祀の実践を厳守させ、社会安寧を保つための法典であると断じた。そこには近代社会がよって立つ個人（＝市民）は問題とされず、共同体が重視されていること、法は共同体の自治と集団生活の組織原理を人々に強制する手段であったと考えた。読み書きのできない民衆は法を知らず、人々の実際上の「法」は、ただ道徳法のみであると理解した。そして、そのようなベトナム社会とは、権力者の威光の下に服従する社会であると結論づけたのである。

しかし、これまでみてきたように、植民地支配下のベトナムにおいて、フランス近代法は、西洋近代社会が生み出した法概念や法体系を欠いたまま適用され、植民地統治に都合の良いものだけが限局的に導入されたに過ぎない。

新開地にもたらされた近代的土木法は開発を促進し、無制限な欲望に突き動かされた経済行為を拡大させて、社会矛盾を噴出させた。その一方で植民地支配者は、西欧とは異なるベトナム社会に、固有の法律・慣習を適所で利用した。なかでも村落制度と伝統的家族、共同体は植民地社会の基

本的制度として存続すべきとされた。近代法がよって立つ個人主義を植民地に持ち込めば、フランスの統治は深刻な混乱に直面すると考えられたのである。

フランス近代法が部分的にしかもたらされなかったベトナム植民地の法制度は、不均一で折衷的な性格を持つと同時に、価値規範、家族主義、婚姻等の風習にみられる本質が社会の根底から払拭されることを妨げた。人々の近代的法意識や法制度は未発展のまま、独立の時代を迎えることになったのである。

〔付記〕本稿は、韓国法制度史学会・全南大学校法律行政研究所共催の国際シンポジウム<Law, Coloniality, and Modernity in East Asia> 2002年9月27／28日の全南大学校法科大学（韓国光州広域市）における報告⁽⁴⁸⁾が基となっている。当日のシンポでの筆者のプレゼンテーションペーパーは、「프랑스 식민지 지배기 베트남에 서의 유럽법과 관습」（フランス植民地支配下のベトナムにおけるヨーロッパ近代法と慣習法）』『法史學研究』、第27号、韓國法史學會、 민속원 서울（ソウル）、2003年に掲載される予定である。

（注）

- (1) 黎朝刑律研究の英文テクストとして、Nguyen Ngoc Huy & Ta Van Tai, *The Le Code, Law in Traditional Vietnam, A Comparative Sino-Vietnamese Legal Study with Historical-Juridical Analysis and Annotations*, Ohio University Press, 1987がある。
- (2) 「安南」には南を安んじる、という意の、中国側からみたベト族国家への蔑視觀を含む。戦前の研究者による「安南」表記を、以下では「ベトナム」とする。
- (3) ベトナム前近代法研究に関する丁寧な紹介は、片倉穣『ベトナム前近代法の基礎的研究——「国朝刑律」とその周辺』、風間書房、1987年参照。同書は、黎朝刑律の成立過程と内容の分析を通して、中国法の受容に際し、支配層がいかに固有法と伝統的慣習を尊重しながら法を秩序化しようとしたかの解明につとめている。
- (4) 牧野巽「安南の黎朝刑律にあらわれた家族制度」『支那家族研究』、生活社、1944年、694—714ページ。
- (5) 山本達郎「安南黎朝の婚姻法」『東方学報』東京第8冊、1938年、307ページ；同「安南の不動産売買文書」『東方学報』東京第11冊、1940年、378ページ。
- (6) 仁井田陞『補訂 中国法制史研究 土地法 取引法』、1960年、536ページ。
- (7) 同上書、529—530ページ。
- (8) 同上書、536—537ページ。
- (9) 同上書、540—569ページ。
- (10) 前近代のベトナム法に関する、Yu Insun, *Law and Society in Seventeenth and Eighteenth Century Vietnam*, Seoul, 1990を、残念なことに筆者は未読である。日本における現代ベトナム法の研究は、アジアの社会主义法という視点から、稻子恒夫・鮎京正訓『ベトナム法の研究』、日本評論社、1989年、また鮎京正訓『ベトナム憲法史』、日本評論社、1993年。ベトナム

- ム民法典の部分訳として、鈴木康二『ベトナム民法』、日本貿易振興会、1996年。
- (11) Dureteste, Andre (二木靖訳)『仮領印度支那ノ司法組織並ニ東京安南民法ノ概要』(Cours de Droit de L'Indochine, Paris, 1938)、東亜研究所、1940年、39ページ。
 - (12) Rolland, Louis & Pierre Lampue (東亜経済調査局編訳)『仏蘭西植民地提要』(Précis de Législation Colonial, 2e ed., 1936)、1937年、232–233ページ。
 - (13) ベトナム村落の共有田に関する研究では、Vu Van Hien, *La Propriété communale au Tonkin, Contribution à l'étude historique, juridique, et économique des Cong-dien et Cong-tho en pays d'Annam*, 1940、および桜井由躬雄『ベトナム村落の形成：村落共有田＝コンディエン制の史的展開』、創文社、1987年が代表的なものである。
 - (14) 南部のグエン朝期の土地制度、地簿に関する研究は、Nguyen Dinh Dau, *Tong Ket Nghien Cuu Dia Ba, Nam Ky Luc Tinh* (『南圻六省の地簿研究概論』), Nha Xuat Ban Thanh Pho Ho Chi Minh, 1994; Tran Thi Thu Luong, *Che Do So Huu va Canh Tac Ruong Dai o Nam Bo nua Dau The Ky XIX* (『19世紀前半の南部における土地所有および土地開拓の制度』), Nha Xuat Ban Thanh Pho Ho Chi Minh, 1994を参照。開拓史に関して、Son Nam, *Lich Su Khan Hoang Mien Nam* (『南部開拓史』), Dong Pho Xuat Ban, Saigon, 1973が代表的なもの。米の密輸に関しては、藤原利一郎「阮朝治下における米の密輸出問題」『東南アジア史の研究』、法蔵館、1986年。
 - (15) 仮領期のコーチシナ社会経済史として、Brocheux, Pierre, *The Mekong Delta : Ecology, Economy, and Revolution, 1860–1960*, Madison, 1995; 高田洋子「メコンデルタの開発」、池端雪浦編『変わる東南アジア史像』、山川出版社、1994年。
 - (16) Rigault de Génouilly 海軍中将が率いるフランス軍がドンナイ川をさかのぼってサイゴンを陥落させたのは、1859年2月。1861年には Page 海軍少将がミトーを、そして Bonard 海軍少将がビエンホアを、さらに1862年にはヴィンロンを占領した。第1次サイゴン条約によって、グエン朝はこれら3省（コーチシナ東部）のフランスへの割譲を認めた。1863年にカンボジアの保護国化がきまとると、コーチシナ西部諸省も次々に占領された（ゴコンの占領は1863年、タップムオイ1866年、チャウドック1867年、ラックザー1868年）(Annuaire général de l'Indochine, Cochinchine, Ephémérides, 1889, 21ページ)。その後、1874年に結ばれたフランスとアンナン王国間の条約により、コーチシナ全域は正式にフランスの植民地となった。
 - (17) Labussière, "Étude sur la propriété foncière rurale en Cochinchine et particulièrement dans l'inspection de Socstrang," *Excursions et Reconnaissance*, No. 3, 1889, p. 253.
 - (18) Bouinais, A & Paulus, A., *L'Indochine française contemporaine*, Cochinchine, Paris, 1885, pp. 154, 363.
 - (19) 南部の地簿は、現在、前植民地期ナムキ－6省26県1715村のものをハノイのハンノム院 (Institute des Études Han-Nom) と国家文書館が保存する。1836年ミンマン地簿は南部地簿全体の95.6%を占める (Phan Huy Le, Vu Minh Giang, Vu Van Quan, Phan Phuong Thao, *Dia Ba Ha Dong, He Thong Tu Lieu Dia Ba Viet Nam* [『ベトナム地簿史料集成：ハドン省地簿』] No.1, Hanoi, 1995, p. 42)。先のTran Thi Thu Luongによれば、これらは何万ページにも及び、それぞれが個人の土地所有に関して、土地の位置（隣接する東西南北を表記）、面積、形状、所有者名、生産物、耕作方法などを一定の形式で、毛筆を用いて記している。
 - (20) Lu Van Vi, *La propriété foncière en Cochinchine*, Paris, 1939, pp. 64–66.
 - (21) 桜井、前掲書、365ページ。
 - (22) 軍政期（～1879年）に、現地の地方統治を教授するためのテクストとして、LuroのCours d'administration annamite (1877) が使われた。また *Excursions et Reconnaissances* 誌上にはいくつかの重要な現地調査報告が掲載されている。たとえば、Landes, "La Commune annamite," *Excursions et Reconnaissances*, Tome 2, 1880–81など。当時のフランス人による現地社会研究は、高田洋子「植民地コーチシナにおける国有地払下げと水田開発：19世紀末

- までの土地政策を中心に」『国際関係学研究』（津田塾大学）No.10、1984年、85ページが触れている。
- (23) Outrey, *Nouveau recueil de législation cantonale et communale, Annamite de Cochinchine*, Saigon, 1913, p.107, および Lu Van Vi, *op. cit.*, pp. 58-67.
- (24) Osborne, M., *The French Presence in Cochinchina and Cambodia, Rule and Response (1859-1905)*, N.Y., 1969, Chaps. 6-7.
- (25) Outrey, *op. cit.*, pp. 109-111.
- (26) 高田、前掲「植民地コーサニにおける……」を参照。
- (27) 19世紀末から20世紀初頭に作成された土地台帳などの史料状況については、大野美紀子「フランス軍政期ベトナム南部における村落史料」『立命館東洋史学』No. 20、1997；松尾信之「土地台帳からみた植民地期土地政策」、ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』第2号、風響社、2000年を参照。また山本達郎「安南の不動産売買文書」『東方学報』東京第11冊、1940年、および同「フランス支配時代における南部越南の土地契約文書」『市古教授退官記念論集 近代中国』1981年では、ベトナム北部と南部の仏領期土地売買文書の分析を通して、フランス法がどの程度現地社会に浸透したかを検討している。
- (28) 国有地払い下げ制度の編成については、高田洋子「20世紀初頭のメコン・デルタにおける国有地払下げと水田開発」『東南アジア研究』（京都大学東南アジア研究センター）第22巻第3号、1984年を参照。
- (29) Osborne, *op. cit.*, p. 289.
- (30) 雨季の降雨とメコン川の増水によって数ヶ月の間浸水していた広大な低地が、運河の掘削によって排水され、可耕地となった。このような土地はバサック川右岸、コーサニ南西部諸省に含まれた。それは20世紀初頭以降に、輸出米の大生産地に開発されたメコンデルタ西部である。
- (31) 高田、前掲「20世紀初頭のメコン・デルタ……」参照。
- (32) Yves Henry, *Économie agricole de l'Indochine*, Hanoi, 1932, p. 193.
- (33) 高田洋子「インドシナ」『岩波講座 東南アジア史 6：植民地経済の繁栄と凋落』、岩波書店、2001年、参照。
- (34) 村落・人口数については、*État de la Cochinchine*, 1877。南部はベトナム人にとって17世紀以降の入植地であったが、デルタにおける入植の形態は主として屯田や民間人による開墾によった。入植者のグループが村の創設の許可を官吏に申請すると、成年男子の戸籍簿への登録、また私田、公田および村有田などを土地台帳である地簿に記載し、徴税に関する取り決めがなされた。この新村設立の申請の制度はフランス植民地期においても基本的に継承された。屯田制については、M. E. Deschaseaux, "Note sur les anciens Don Dier annamites dans la Basse- Cochinchine," *Excursions et Reconnaissances*, Tome 14, No.31, pp. 133-140など。
- (35) 村落内の郷職に対する当局の不信感は、彼らの不正から村の共有地を守るためにミンマン帝時代と同様の「公田の不可譲渡性を強調する法令」が1880年に出されていたことにも現れている。しかし、共有地に対する行政当局の対応は、その後は転換した。当局の許可があれば、売買や3年以上に及ぶ賃貸も認めるようになった（1892, 1904年法令）。その結果、これらの土地利用の共同体的性格はますます消滅する方へ向かった（高田、前掲「植民地コーサニにおける国有地払下げと水田開発：19世紀末までの土地政策を中心」、83-84ページ）。
- (36) *Arrêté concernant la réforme communale en Cochinchine*, Saigon, 1928, pp. 13-24.
- (37) 満鉄東亜経済調査局編（大岩誠訳）『仏印行政制度概説』、満鉄東亜経済調査局刊、1943年、356ページ。
- (38) 植民地住民が一律にフランス市民とされた地域は、a. アンティーユ群島、仏領ギアナ、レユニオン島、b. サン・マリー島（マダガスカル島）、c. セネガル4都市、d. タヒチ諸島（福井勇二郎「仏印に於ける原住民の身分について（一）」『法学協会雑誌』第62巻第4号、

1944年、445ページ)。

- (39) ただし、「同化主義」の原則は、19世紀末に本国と植民地の貿易関係を強化する目的で導入された関税法の部門においては、当時のコーチシナ経済に重要な影響を与えた(高田「第1次世界大戦前における『コーチシナ』の米輸出とフランスのインドシナ関税政策」津田塾大学国際関係学研究別冊、1979年)。
- (40) 刑部莊「*sujet*という身分について」『国家学会雑誌』第57巻第8号、1943年、976ページ。
- (41) 現地人がフランス市民(*citoyen français*)の資格を獲得するには、フランス語の十分な能力やフランス文化の修得、10年以上の官職、十分な学歴、フランス人の養子、フランス人女性の夫、法・文・理大学の学位、称号、勲章などを得ていることが必要だった。保護民が市民になるには、保護国のフランス人理事長官を介して国王の許可まで必要とされていた(福井、前掲「仏印における原住民の……」、445-452ページ)。東洋の外国人のうち、日本人はヨーロッパ人と同様の法的地位が与えられた。これに対して中国人は1930年の南京条約が結ばれるまで、ふつうの外国人としての資格を与えられず、原住民法の適用を受けた(江川英文「仏印に於ける原住民の適用法規」『法学協会雑誌』第62巻第4号、1944年、433ページ)。フランス人と現地人とのあいだの混血にはフランス国籍が与えられた。他方、中国人と現地人の混血の場合は1933年以降に原住民と見なされる法令が出されたが、それ以前の状況は複雑で、中国人と扱われていた例も多かった(福井勇二郎「一夫多妻制に関する安南の慣行について」『法学協会雑誌』第62号第1号、1944年)。
- (42) Dureteste, *op. cit.* 参照。
- (43) 江川、前掲論文、423、431ページ。
- (44) 福井勇二郎「仏印に於ける現行原住民私法の仏蘭西化について：東京民法を中心に」『法学協会雑誌』第62巻第12号、1944年、570ページ。
- (45) 武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』、信山社、2002年、参照。
- (46) 「仮領期のベトナム北部における女性の財産上の地位に関する考察のなかで当時の慣習調査に触れたものとして、宮沢千尋「ベトナム北部における女性の財産上の地位：19世紀から1920年代末まで」(研究ノート)『民族学研究』60/4、1996年がある。
- (47) Dureteste, A. (東亜研究所訳)『仮領印度支那ノ司法組織並ニ東京・安南民法ノ概要』(Cours de Droit de l'Indochine, Paris, 1938)、1940年、51-52ページ。福井、前掲「一夫多妻制に関する安南の慣行について」、5ページ。
- (48) この国際学術大会での外国人発表者は筆者のほかに(以下敬称略)、水野直樹(京都大学)、笹川紀勝(国際基督教大学)、浅野豊美(中京大学)、小口彦太(早稲田大学)、今井弘道(北海道大学)、王泰升(国立台湾大学法律学院)、呉海航(北京師範大学)の8名。